

PCB含有安定器がある場合の今後の手続きについて

1 東京都へ保管・使用の届出

都内でPCB含有安定器を保管または使用している場合、東京都へ毎年の届出が義務付けられています。

調査票をご提出いただいた方に、毎年5月～6月ごろ、届出用紙を郵送いたします。前年度の保管・使用の状況を記入し、都庁までご郵送ください。

【届出に関するお問合せ先】

東京都環境局 産業廃棄物対策課 PCB処理対策担当
TEL 03-5388-3573

2 JESCOに処理を委託

PCB含有安定器は、令和5年（2023年）3月31日までの処分が義務付けられています。PCB含有安定器の処分は、JESCO（国の出資により設立したPCBの処理施設）が行っています。

①下記窓口にお問合せいただき、JESCOに「登録申込書」を提出してください。

【登録に関するお問合せ先】

JESCO PCB処理営業部 登録担当
TEL 03-5765-1935

②JESCOへの登録後、JESCOから契約や処分の手続きについて説明があります。案内に従い、処分を委託してください。

※中小企業者または個人の場合、JESCOへの登録後、JESCOから処理料金の軽減制度の案内がありますので、必要書類をご提出ください。

**中小企業者の場合には処理料金の70%が、
個人の場合には処理料金の95%が軽減されます。**

3 東京都へ処分終了の届出

処分が終了すると、JESCOからマニフェストと呼ばれる処分完了を証明する書類が送られてきます。

東京都から毎年郵送される届出用紙に処分が終わった安定器の情報等を記入し、マニフェストのコピーを付けてご提出ください。

以降、届出の必要はありません。

保管・使用状況の記入方法

記入日令和3年12月20日

1 PCB含有安定器を保管・使用されている方の情報

住所	〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1	
氏名または名称	都庁太郎	法人の場合は名称を記入してください
電話番号	03-5321-1111	

2 PCB含有安定器を保管・使用している場所の情報（1と異なる場合）

所在地	〒	
名称		1と異なる場所に保管または使用している場合は記入してください。
電話番号		

3 保管または使用しているPCB含有安定器の情報

製造業者	型式	製造年	数量	保管／使用
三菱電機（株）	FDR-412B5	1970	10個	保管 <input checked="" type="radio"/> 使用
不明	不明	1969	5kg	<input checked="" type="radio"/> 保管 使用
分かる範囲で記入してください。			個、kgなど	保管・使用のどちらかに○を付けてください

保管中の場合は、保管状況をお答えください。

この安定器を密閉容器に入れて保管していますか？	<input checked="" type="radio"/> はい	いいえ
紛失したり破損してPCBが漏れ出さないように、ふたをできる容器で保管してください。	<input checked="" type="radio"/> 漏れはない	漏れがある

4 書類の郵送先（1と異なる場所を希望される場合）

所在地	〒	
氏名または名称	届出用紙など、東京都から書類をお送りすることがあります。1と異なる場所を希望される場合は記入してください。	
電話番号		

※東京都から、法律で定められた届出の用紙を送らせていただきます。